

## 宇和島市文化芸術振興事業補助金 Q & A

### 1. 補助金の趣旨・背景

Q 補助金の目的は何ですか。

この補助金は、地域で触れる機会の少ない質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を創出し、市民の文化芸術への関心を高めることを目的としています。また、次世代の担い手である子どもを対象とした事業については、補助率を高めることで支援を強化しています。なお、団体等による発表会や展示会は、本制度の趣旨にそぐわないため対象外となります。

### 2. 申請要件

Q 補助金の交付対象となるのはどのような団体・個人ですか。

補助金の交付対象者は、以下の要件をすべて満たす団体または個人です。

1. 市内で文化芸術に関する事業を実施すること

・宇和島市内で文化芸術活動を実施する団体や個人が対象です。

2. 住所および団体の規約等が明確であること

・個人は申請者の住所が明確であること。

・団体は規約等を有しており、団体の代表者および代表者の住所が明らかであること。また、行政機関からの負担金や人的支援を受けていない団体であること。

3. 明確な会計経理が行われていること

・事業の収支を明確に管理・記録していること。

4. 事業実績や完遂能力があること

・過去の活動実績や、計画を実行できる能力を有していること。

5. 暴力団等の関係者でないこと

・暴力団やその関係者ではないこと。

Q 市外在住でも申請可能ですか？

市外在住の方でも、事業実施場所が宇和島市内であれば申請可能です。ただし、補助金の交付対象者の要件をすべて満たす必要があります。

Q 個人でも申請できますか？

個人でも申請可能です。団体と同様に、明確な会計経理や事業完遂能力など、補助金の交付対象者の要件をすべて満たす必要があります。

Q 申請する回数に制限はありますか？

・1年度につき、事業区分ごとに1回の申請が可能です。

・申請回数は、1申請者につき合計3年度が限度となります。

※事業区分(1)または(2)と(3)を併用する場合、申請書は事業区分ごとに分けて提出してください。申請回数は1回とみなされます。

Q 公演とワークショップを連動させた事業で申請できますか？

・公演とワークショップが明確な目的で連動している場合は、事業区分(1)または(2)と(3)を併用して申請することが可能です。

※ただし、公演経費とワークショップ経費が一体化している場合、事業区分(1)または(2)として扱われ、併用対象外となる可能性があります。事前にご相談ください。

### 3. 補助対象と対象外の事業

Q 申請の際、どのような事業が補助対象外になりますか？

以下の事業は補助対象外です。

1. 営利を目的とする事業
2. 政治または宗教に関する事業
3. 学校の部活動その他学校教育に関する事業
4. 市の他の制度による補助（助成）を受けている事業
5. その他市長が不適切と認める事業

Q 映画上映会は補助対象になりますか？

映画の上映会のみでは、芸術家による実演を伴わないと補助対象外となります。ただし、自ら制作した映画の上映や映画撮影に関するワークショップ等は、補助対象となる場合があります。

Q チケット代を徴収した場合は営利目的になりますか？

営利目的ではない場合、補助対象となります。

公演やイベントの運営に必要な経費を補うためのチケット販売など、適切な価格で設定され、利益を目的としていない場合は補助対象内と認められます。※収支予算書や事業計画書の中で明確に収入額を申請してください。

Q 学校の部活動その他学校教育に関する事業が対象外となる理由は？

本補助金の趣旨は、「地域で触れる機会の少ない質の高い文化芸術を市民に提供し、文化芸術活動への関心を広げること」です。そのため、学校教育の一環として行われる事業や活動は、地域全体に対して文化芸術の価値を広めることを目的とする本制度の趣旨にそぐわないと補助対象外となります。ただし、学校教育の枠組み外で行われ、子どもを広く対象とした文化芸術事業は、補助金の対象となる可能性があります。事前にご相談ください。

Q 子どもの参加者数に関する条件は何ですか？

子ども対象の事業（事業区分(2)及び(3)）については次の条件が設けられています。

- ・子どもの参加者数が 50 名以上、または参加者全体の 3/4 以上であること。

Q 子どもの参加者数が条件に実績で満たない場合、補助金はどうなりますか？

・【事業区分(2)】

条件を満たない場合、以下のように減額されます。

補助率：「2/3 以内」 → 「1/2 以内」に変更。

補助限度額：「130 万円」 → 「100 万円」に変更。

・【事業区分(3)】

条件を満たさない場合、補助対象外となり、補助金は交付されません。

※参加者数の条件は補助金額や交付可否に大きく影響します。申請時には、計画段階で条件を十分に確認し、実現可能な人数計画を立ててください。

#### 4. 審査の方法と基準

Q 審査はどのように行われますか？

審査は、原則、審査委員会による対面審査になります。なお、申請件数が多い等の場合は、1次審査（書面審査）を行う場合があります。

募集案内P4[表1]及び[表2]の評価項目について審査しますので、認定申請書やプレゼン資料等の記載については、各項目を盛り込んだ内容としてください。

Q 対面審査はどんな方法で行うのでしょうか？

事業の内容などについて、約10分以内で説明していただきます。手法は問いませんので、パソコンを使用するなど工夫してください。なお、審査委員からの質疑応答もあります。

#### 5. 補助金算定と振込時期

Q 補助金額の算定方法は？

○補助対象経費：120万円 事業収入：50万円の場合

例1) 事業区分(1)：補助率1/2（補助限度額：100万円）

① 補助対象経費 × 補助率1/2 = 60万円

② 補助対象経費 - 事業収入 = 70万円

補助金額 = 60万円 ①≤②

例2) 事業区分(2)：補助率2/3（補助限度額：130万円）

① 補助対象経費 × 補助率2/3 = 80万円

② 補助対象経費 - 事業収入 = 70万円

補助金額 = 70万円 ①≥②

○補助対象経費：45万円 事業収入：10万円の場合

例3) 事業区分(3)：補助率2/3（補助限度額：30万円）

① 補助対象経費 × 補助率2/3 = 30万円

② 補助対象経費 - 事業収入 = 35万円

補助金額 = 30万円 ①≤②

**Q 申請額の最低額に関する条件はありますか？**

事業区分(1)及び(2)の場合、申請額は30万円以上であることが条件になります。

**Q 補助金の振込みはいつごろになりますか？**

補助金は原則として精算払いとなります。事業完了後、請求書を提出してから振込みが行われるまで、通常約1か月程度かかります。ただし、特別な事情があり、市長が必要と認めた場合には、交付決定後に交付決定額の8割を目安として補助金を概算払いすることが可能です。事前にご相談ください。

## 6. 注意事項

**Q 事業終了後、補助対象経費や事業収入が変更となった場合の補助金額はどうなりますか？**

### 1. 補助対象経費が増額した場合

事業終了後の経費増額は補助金に反映されません。

補助金額は申請時の交付決定額が適用されます。

例：申請時補助金額=50万円 →増額分は反映されず、補助金額は50万円。

### 2. 補助対象経費が減額した場合

補助金額は、減額後の経費に基づいて変更されます。

変更が生じた時点で速やかに変更交付申請書を提出してください。

例：申請時補助金額=50万円 →経費減額後の補助金額=30万円に変更。

### 3. 事業収入が減額した場合

補助金額は申請時の交付決定額が適用されます。

減額分は補助金に反映されません。

例：申請時補助金額=50万円 →減額後も補助金額は50万円。

※申請時の收支予算書では、慎重な見積もりを行い、事業収入の予測が過大または過小にならないよう十分注意してください。